

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)の一部を改正する法律案

PFIとは

民間の活力を公共施設の整備・管理等に活かし、低コストで質の高い行政サービスを可能とするための手法
※Private (民間の) Finance (資金が) Initiative (主導する) 方式

法案の必要性

新成長戦略 (平成22年6月18日閣議決定)

- ・PFI事業規模について、2020年までの11年間で、少なくとも約10兆円以上(従来の事業規模の2倍以上)の拡大を目指す。
- ・その実現のため、**コンセッション方式の導入等、PFI制度の拡充を2010年度に実施。**

- 国・地方ともに厳しい財政状況の中で、公共サービスは従来以上に民間を含め様々な担い手により効率的に供給される必要。
- その一環として、社会資本の整備・更新においても、民間の資金や創意工夫を最大限活用することが必要。
- あわせて、民間の事業機会を創出することによって我が国の成長に寄与。

法案の概要

①PFIの対象事業の拡大

従来
インフラ (道路、空港等)、
庁舎、病院等が対象

改正後
賃貸住宅、船舶・航空機・人工衛星等
を追加

幅広い分野でPFIの活用が可能に

②民間事業者による提案制度の導入

従来
国・地方公共団体の主導によ
りPFI事業を計画

改正後
民間事業者もPFI事業を計画し、行政
に対して提案できる

民間のアイディアの更なる活用

③コンセッション方式の導入

従来
施設の利用料金は国・地方公
共団体が決定

(国・地方公共団体と民間事業者の間
で運営方法について契約で締結)

改正後
サービス内容・施設の利用料金を民間
事業者が決定

(民間事業者は公共施設を運営する権利を取得
することができる)

利用者ニーズを反映したサービスの提供

④民間事業者への公務員の派遣等についての配慮

ノウハウの伝達によるPFI事業の円滑な遂行

⑤民間資金等活用事業推進会議創設(会長:内閣総理大臣)

政務主導の推進体制の整備